

# CAN DO

## “可能性への挑戦”

第48号

金田会計事務所通信

### 【好き嫌いではなく】

人間には口が一つ、耳が二つあり、話すことよりも聞くことの方が倍になるように創られているということを聞いたことがあります。素晴らしい成果(アウトプット)を出すには倍以上のインプットが必要なのかもしれませんが。

必要なことだけと避けたいものは誰にも存在するように思えます。頭ではわかっているのだけれども、心(感情)がついて行けないのです。それほど人というのは理論理屈では動かないものです。100 の話を聞いたとて、いいお話で終わってしまうのがほとんどではありませんか？私たちは「聞く耳」を持っていたとしても「聞く心」は持っていないのかもしれませんが。

ある成功した人物は「自分は忘れることの天才だ」と言っていたそうです。波瀾万丈の人生で裏切りや悲しい別れなどを数多く経験しながらも目標に向けてただ突き進むことは通常は難しいことです。前進し続けるには過去の栄光や習慣などいろいろなものを捨て去ることも必要ですが、特に感情面でのしこりは簡単ではありません。本当の天才はすべてを忘れることができるのかもしれませんが。それはある意味恐ろしい武器です。世の全般を見渡さずとも自分ひとつを取ってもなかなか忘れるということができないからです。それ故、年を取って物事を忘れていくのは幸せに死ぬための準備とも言われているほどです。

人間にはどれほどの可能性があるのでしょうか。もちろん一人ではなにも成し遂げることもできません。共同で何かを成し遂げようとするとき、軋轢も生まれます。我慢や忍耐もかなわなくなったとき、忘れることができればどれほど楽かわかりません。それは最良の方法です。特に成功者に対して複雑な心境を持っていたとすれば彼からのアドバイスを受けることは簡単ではないでしょう。端から見れば阿呆のような姿が実は賢明な姿なのです。心(感情)をコントロールできる人間とはそういう人なのかもしれません。

金田 康良

2017年 7月



# ふるさと納税のしくみ

元々は自分の住んでいる自治体から故郷の町に税金を移動する目的で創られましたが、今や多くの人に応援する気持ちとともにいろいろな返礼品も楽しみとして行っている地方自治体への寄付、「ふるさと納税」について特集します。

## 【所得税の寄付金控除】

国や地方公共団体、特定公益増進法人などに「指定寄付金」を支出した場合、次のいずれか低い金額から 2,000 円を控除した金額の所得控除を受けることができます。

- ① その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ② その年の総所得金額等の 40%相当額

※住民税の寄付金控除も同様で、②の総所得金額等の 30%を上限としています。

## 【ふるさと納税】

所得税・住民税の寄付金控除と同様ですが、住民税の控除にはさらに特例分があり、ふるさと納税は 2,000 円の負担以外全額税額控除されるという理由がここにあり、さらに返礼品ももらえるというお得感が人気の一つとなっています。もちろん返礼品を期待しないで災害支援や故郷への応援という気持ちでの寄付も多くあります



## 【ふるさと納税による所得税・住民税の控除額計算】

全体の控除額 = (1) + (2) + (3)

### (1) 所得税分

$(\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}$  (注) 総所得金額等の 40%が上限  
(注)

### (2) 個人住民税分(基本分)

$(\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$  (注) 総所得金額等の 30%が上限  
(注)

### (3) 個人住民税分(特例分)

$(\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - 10\% (\text{基本分}) - \text{所得税率})$

※ (1)(2)により控除できなかった寄附金額を(3)により全額控除  
(所得割額の 2 割が上限)

## 【ふるさと納税の限度額は？】

所得によりふるさと納税の限度額(自己負担が 2,000 円のみ)の寄付金額)が異なってきます。その年の所得総額等がはっきりしないと正確な数字はわかりませんが給与所得のみの場合では目安として以下とおりになります。

本人の給与 収入	扶養親族の人数		
	独身又は扶養なし	扶養(扶養親族 1名)	扶養(配偶者+扶養親族 1名)
300 万円	28,000 円	19,000 円	15,000 円
500 万円	61,000 円	49,000 円	44,000 円
700 万円	108,000 円	86,000 円	83,000 円
1000 万円	176,000 円	166,000 円	163,000 円
1100 万円	213,000 円	194,000 円	191,000 円
1200 万円	242,000 円	232,000 円	229,000 円
1500 万円	389,000 円	377,000 円	373,000 円
1800 万円	493,000 円	481,000 円	477,000 円
2000 万円	564,000 円	552,000 円	548,000 円
2500 万円	849,000 円	835,000 円	830,000 円

※インターネット上にはふるさと納税の限度額計算サイトがあり、概算による限度額がわかりやすく計算できるようになっているものもあります。また、返礼品の経済的利益相当額は所得税法上、一時所得となりますので、ご注意ください。

## 【確定申告とふるさと納税ワンストップ特例制度】

ふるさと納税により寄付金控除を受けるためには、確定申告をしなければなりませんが、ふるさと納税先の自治体数が 5 団体以内であればふるさと納税を行う際に各自治体に申請することにより確定申告を不要とする制度(ふるさと納税ワンストップ特例制度)があります。ただし、医療費控除等の他の控除を受けるために確定申告を行う場合はこの限りではありません。

※確定申告をする場合は、自治体から送られてくる寄付金受領証明書を添付しなければなりません。(クレジットカードの支払明細書の代用は不可)



## 【ふるさと納税をする方法】

ふるさと納税は直接市町村に寄付をすればいいわけですが、返礼品も含めて検討する場合はインターネットの専門サイトから行くと様々な自治体の返礼品を見比べることができ、クレジットカードの登録をすればカード払いにより簡単に行うことができます。以下代表的なサイトを掲載します。又これらのサイトでも限度額計算が簡単にできるフォーマットが用意されていますので便利です。これらのサイトからふるさと納税を行うことにより返礼品と同時又は別途に自治体から送られてくる寄付金受領証明書を必ず保管してください。

- ・ ふるさとチョイス

<https://www.furusato-tax.jp/press055.html>

- ・ さとふる

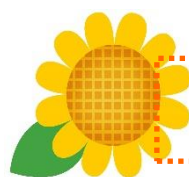
<http://www.satofull.jp/>



ふるさと納税については最近総務省から返礼品が豪華すぎるだとか、本来の趣旨から外れているのではとの批判もあり、返礼品の見直しも行われつつありますが、まだまだ人気が続いているようですので利用したことがない方は1度試してみてもいいでしょうか？



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



8月11日(金)～15日(火)まで  
夏期休暇とさせていただきます。

金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階  
(ビル名がサンキュウビルディングからイワタニ第二ビルに名称変更いたしました。)  
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329  
E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : http://kaikai.asia/